

家族の
パパとStation
ステーション

お父さんと家族のための

サポートファイル 福島県



協力：福島県 相馬市 南相馬市



もくじ

| | | |
|----------|--------------------------------|----|
| はじめに | 3 | |
| ●パパの居場所 | パパと家族のステーション | 4 |
| ●支援を利用する | 県内外に避難している方の子育てや生活支援 | 5 |
| | 東日本大震災で被災した方へ 公的な経済的支援 | 9 |
| | 東日本大震災で被災した方へ 公的な教育的支援 | 14 |
| | 東日本大震災で被災した方へ 民間による経済的支援・教育的支援 | 19 |
| | 父子家庭の子育てや生活の支援 | 23 |
| | 父子家庭の就業支援 | 26 |
| | 父子家庭に対する公的な経済的支援 | 27 |
| ●子どもを預ける | 保育所・保育園 | 30 |
| | 幼稚園 | 32 |
| | 放課後児童クラブ / 乳児院 / 放課後子ども教室 | 34 |
| ●子どもと過ごす | 地域子育て支援センター・つどいの広場・屋内遊び場 | 36 |
| | 児童館・児童センター | 37 |
| ●相談する | 子どものための相談 | 38 |
| | 東日本大震災に関する生活相談 | 42 |
| | 東日本大震災で被災した方の心の相談 | 43 |
| | 原発事故による被害に関する相談 | 45 |
| | 放射線に関する相談 | 47 |
| | 父子家庭のための相談 | 48 |
| | 就労に関する相談 | 49 |

★各地域別色分け★

県：■

相馬市：■

南相馬市：■

各市町村：■

その他：■



◆はじめに◆

東日本大震災から二年が過ぎました。
被災した東北3県のうち、福島県は、
地震と津波と原発事故の影響により、県民の生活は一変してしまいました。

復興に向け地域や職場で奮闘するお父さんとお母さん、
放射性物質の拡散で避難を余儀なくされ、
離れていても家族であり続けようとするお父さんとお母さん、
突然妻を亡くし慣れない育児・家事にがんばるお父さん、
そんなお父さんとお母さんの姿を子どもたちは見えています。
ふるさと福島と家族を想う熱い心が子どもたちに伝わっています。

でも、どうか、がんばりすぎないでください。
困ったら、誰かに相談したり、
子育ての苦楽を分かち合える仲間とつながっていきましょう。

地域には、様々なサポートと仕組みがあります。
『パパと家族のためのサポートファイル』には、そんな情報をギュッと集めました。
内容を支援に使っていただくとともに、
あなたが見つけた情報をファイリングすることもできます。
ぜひ、ご活用ください。

パパの居場所



◆パパと家族のステーションとは

子育てを支援するスタッフや子育てに役立つ育児情報があります。親子が安心して遊んだり、散歩の途中に休憩したり、子育ての相談も気軽にできるパパと家族の居場所です。親子で楽しめるイベントやパパとママのための育児講座など、さまざまなプログラムを提供します。親同士の交流・仲間づくりのお手伝いなどに積極的に取り組んでいます。



◆お父さん支援員

パパと家族のステーションには、父親支援の研修を受け、支援の技術・知識・情報・思考力を身につけたお父さん支援員がいます。



支援を利用する

ひとりで子育てするお父さんや、家族と離れて暮らす家族をサポートする支援があります。被災した方や避難している方への公的な機関や民間による支援も整いつつあります。子どもの健やかな成長のためにも、どんな制度があるか確かめ、積極的に活用しましょう。

※福島県、相馬市、南相馬市、の情報を中心に掲載しています。

◆県内外に避難している方のための子育てや生活支援

内容

■**原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置**
原発事故による母子避難者等を対象とする高速道路の無料措置について、以下のとおり実施いたします。

対象：原発事故発生時に福島県浜通り・中通り（原発事故による警戒区域等を除く）及び宮城県丸森町（以下「対象地域」という）に居住しており、原発事故により避難して二重生活を強いられている母子避難者等（妊婦を含む）及び対象地域内に残る父親等（妊婦の夫を含む）。

※母が対象地域内の居住地に残り父子が避難する場合や、父母が対象地域内の居住地に残り子が避難する場合も対象となります。

対象車種：中型車以下（対象者が運転又は同乗している車両）

対象走行：東北自動車道、常磐自動車道等の対象路線内における、母子等避難先の最寄りインターチェンジと父親等居住地の最寄りインターチェンジ間の走行（途中乗車・下車不可）

- ・対象地域内に残る父親等が母子等避難先に向かう場合も対象になります。
- ・出口料金所で確認用書面を提示する必要があります。
- ・入口料金所、出口料金所では一般レーンを通行する必要があります。
- ・E T C無線走行では無料措置されません。また、スマートIC（E T C専用IC）から出入りした場合は無料措置されません。
- ・首都高速、東京外環道など、福島県・宮城県内のN E X C O路線と別料金の高速道路は対象外です。またこれらの路線を経由した後のN E X C O路線の走行（首都高速を経由して東名高速を走行した場合等）は対象外になります。

申込・利用方法：

- 1) 上記対象地域内の避難元市町村へ、証明書発行申請書を提出し、無料措置の対象者であることの証明書の交付を申請します。
- ・申請書は原則市町村窓口にご提出ください。ただし、特段の事情がある場合は郵送も可とします。
 - ・申請に際しては、対象者の現在の居住地を確認する書面（及び原発事故発生時に住居登録されていない場合は当時の居住地を確認する書面）等が必要となります。

問い合わせ

■国土交通省道路局高速道路課

☎03-5253-8500

■復興庁法規班

☎03-5545-7368

■相馬市社会福祉課

☎0244-37-2171

■南相馬市コールセンター

☎0244-24-1100

内容

・証明書には、対象者の氏名、現在の居住地、対象となる利用区間等が記載されます。

2) 証明書の交付を受けた後、対象となる走行に対し無料措置を適用します。その際、出口料金所では、入口料金所で受け取った通行券とあわせて、下記の書面の提示が必要となります。(原本の提示が必要：コピー不可)

- ①無料措置の対象者であることの証明書
- ②対象者本人であることを確認するための書面(運転免許証、パスポート、健康保険証等の公的機関が発行するもの)

実施期間:平成25年4月26日(金)から平成26年3月31日(月)まで。

問い合わせ先:申請方法については、各市町村において扱いが異なる場合があるため、申請先の避難元市町村(平成23年3月11日時点で居住していた市町村)までお問い合わせください。

■県内の借り上げ住宅の支援

県外に自主避難している子ども又は妊婦のいる世帯※(既に応急仮設住宅などに入居している世帯に限る)の方が福島県内へ戻る場合について、借上げ住宅の支援を実施しています。家賃上限、放射線量の高いところから低いところへの転居、物件の耐震基準等の要件があります。

受付窓口:避難元(平成23年3月11日時点の居住地)の市町村役場

受付期間:当面の間

入居期間:平成26年3月31日まで

■ふるさとふくしま帰還支援事業(県外避難者支援事業)

県外に避難している方々が、避難先で安心して暮らせるよう、生活相談や交流の場の提供等を継続して実施し、最終的には東日本大震災等の影響で弱体化した地域コミュニティを再構築し、本県への帰還に資する活動を行う団体を支援しています。

■県外避難者向け県内情報の提供

2年近く福島を離れていると、県内の情報が乏しく避難者のみなさんは欲しい情報を得るために苦労されています。福島県では県外避難者向けに情報誌や冊子を発行、ブログでタイムリーな情報発信を行っています。避難者支援の状況や福島の復興への動きなどをお伝えしています。

①「ふくしまの今が分かる新聞」を発行しています。

問い合わせ

■福島県

【制度に関すること】

生活環境部避難者支援課

☎024-521-8306

【契約・支払に関すること】

建築指導課分室2

☎024-521-5764

■相馬市建設部建築課

☎0244-37-2179

■南相馬市建設部建築住宅課

☎0244-24-5253

■福島県

生活環境部避難者支援課

☎024-523-4157

■福島県

知事直轄広報課

☎024-521-7014

生活環境部避難者支援課

☎024-523-4157

内容

以下のように検索してダウンロードしてください。

福島県避難支援課 ⇒ 検索

- ②「避難された皆さまへ（生活支援情報）」は、県内と県外に避難されている方が明日への一歩を踏み出せるような生活支援情報を提供しています。

以下のように検索してダウンロードしてください。

避難された皆さまへ ⇒ 検索

- ③「福島県避難者支援ブログ」は県内各市町村からの情報も盛り込むことで、ふるさとから避難されているすべての方々に向けた情報提供を行っています。

以下のように検索してください。

福島県避難支援ブログ ⇒ 検索

問い合わせ

■地域の寺子屋推進事業

社会全体で子育てを支援するため、「地域の寺子屋（※）」を実施する団体に対し補助を行っています。なお、県外で福島県からの避難者等に対し取り組む場合（県外団体が実施する場合を含む）についても対象となります。

※「地域の寺子屋」とは、知恵と経験がある方と、次世代の主演である子どもやその親が、地域の資源を活用して、互いに交流する取り組みをいいます。

■福島県

保健福祉部子育て支援課

☎024-521-7198

■ふくしまっ子体験活動応援事業

子どもたちが戸外などでのびのびと活動することができるよう、心身ともにリラックスできる環境の中で体験活動を実施する団体に、宿泊費と交通費・体験活動費を県が補助します。また、郡山自然の家及び会津自然の家においても親子等が無料で楽しめるプログラムを提供します。

■福島県

教育庁社会教育課

☎024-522-3090

①ふくしまっ子体験活動応援補助事業

子ども5人以上の団体が行う宿泊を伴う事業及び日帰りの事業を対象とし、7泊を上限とします。（子ども、引率者等が補助対象）

宿泊費：1人あたり1泊5千円が上限

交通費・体験活動費：1人あたり2千円が上限

実施期間：夏期間7月～8月、冬期間12月～1月

②ふくしまっ子自然の家体験活動応援事業

内容

会場：郡山自然の家、会津自然の家
対象：幼児・小・中学生及びその家族
内容：日帰りでの自然体験活動等

■子どもの心のケア事業

被災3県を支援する「東日本大震災中央子ども支援センター」に業務を委託し、県内に設置する現地窓口において、専門的人材の派遣や研修会等の開催、心の健康の普及啓発等を行い、震災により様々なストレスを受けた子どもたち及び子どもたちに接している大人の心のケアを進めます。(なお、県外避難者に対しても支援を行います。)

東日本大震災中央子ども支援センターの現地窓口となっている、特定非営利活動法人ビーンズふくしまと連携し、事業を進めています。

主な活動

- ・県内被災者支援：子どもの心のケアや福祉について支援を行っている個人又は団体に対して地域全体の対応力向上するための研修を企画し、実施する。
- ・県外避難者支援者：避難者同士が気軽に、継続的に交流できる場としての交流会を企画し、実施する。
- ・心の健康啓発：「心の健康サポートブック」を活用し、心の健康についての普及・啓発を行う。

■福島の子ども保養プロジェクト

子どもの心身の健康に不安を感じる保護者の気持ちに寄り添い、支援します。具体的には、子どもたちの被ばく積算量を心配する保護者の気持ちに応えるために、未就学児の週末保養や小学生の外遊びを実施します。本プロジェクトの宿泊費・交通費・運営費の多くは、全国に呼びかけられている「くらしの応援募金」と日本ユニセフ協会からの募金でまかなわれています。

内容の詳細と申込みについては、以下のHPから確認してください。

⇒ <http://fukushimakenren.sakura.ne.jp/>

問い合わせ

■福島県

保健福祉部児童家庭課

☎024-521-7174

東日本大震災中央子ども支援センター福島窓口

☎024-573-0150

■福島県生活協同組合連合会

☎024-522-5566

◆東日本大震災で被災した方へ 公的な経済的支援

| 【給付】 | 内容 | 問い合わせ |
|---------------------|--|--|
| ■災害弔慰金 | <p>災害により死亡された方のご遺族に、弔慰金を支給しています。</p> <ul style="list-style-type: none">・生計維持者が死亡された場合は 500 万円・その他の方が死亡された場合は 250 万円 | <p>■相馬市社会福祉課 ☎0244-37-2171 ■南相馬市健康福祉部社会福祉課 ☎0244-24-5243</p> |
| ■災害障害見舞金 | <p>災害により重度の障害を受けた方に、見舞金を支給しています。</p> <ul style="list-style-type: none">・生計維持者が重度の障がいを受けた場合は 250 万円・その他の方が重度の障がいを受けた場合は 125 万円 | <p>■相馬市社会福祉課 ☎0244-37-2171 ■南相馬市健康福祉部社会福祉課 ☎0244-24-5243</p> |
| ■住宅に著しい被害を受けた方への支援金 | <p>住宅の全壊など著しい被害を受けた方々に対し、住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」が、その後または同時に住宅の再建方法に応じて「加算支援金」が支給されます。支給額はその 2 つの支援金の合計になります。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 1 世帯あたりの金額（単身世帯は 3 / 4 の額となります） 基礎支援金：全壊・解体…100 万円 大規模半壊…50 万円 加算支援金：建設・購入…200 万円 補修…100 万円 賃借…50 万円・ 申請期間：基礎支援金…災害発生日から 37 月以内 (平成 26 年 4 月 10 日) 加算支援金…災害発生日から 85 月以内 (平成 30 年 4 月 10 日) <p>※再建方法を賃貸から建設・購入または補修に変更した場合、差額分について再申請が可能です。</p> <p>※郵送で申請することも可能です。</p> <p>※アパートに賃借して住んでいた場合も含まれます。</p> <p>※地震や津波ではなく、東電福島第一原子力発電所の事故により避難されている方は本支援金の対象外です。</p> | <p>■相馬市社会福祉課 ☎0244-37-2171 ■南相馬市健康福祉部社会福祉課 ☎0244-24-5243</p> |

内容

■遺族基礎年金

国民年金や厚生年金の加入者などが死亡した場合、子どもに月額65,741円が支給されます。(18歳になる年の年度末まで)

■遺族厚生年金

厚生年金の加入者などが死亡した場合、子どもに加入期間や給料に応じた額が支給されます。(18歳になる年の年度末まで)

■労災保険

労働者が工作中や通勤中に地震や津波が原因で死亡した場合、遺族(補償)年金、遺族特別支給金(300万円)、遺族特別年金が支給されます。(18歳になる年の年度末まで)

※正社員だけでなく、契約社員やパートの人なども対象

問い合わせ

■各市町村の年金担当課

■日本年金機構

☎0570-05-1165

■福島労働局労災補償課

☎024-536-4605

■労働基準監督署

福 島 ☎024-536-4610

郡 山 ☎024-922-1370

いわき ☎0246-23-2255

会 津 ☎0248-24-1391

白 河 ☎0248-24-1391

須賀川 ☎0248-75-3519

喜多方 ☎0241-22-4211

相 馬 ☎0244-36-4175

富 岡 ☎0246-35-0050

【貸付】

内容

問い合わせ

■災害援護資金＜無利子＞

災害により住居や家財に被害を受けたり、世帯主が重傷を負ったりした場合、一定所得以下の世帯の方は、被災状況に応じて 150 万円～ 350 万円を無利子でお借りいただけます。償還期間は 13 年です。

※保証人がいない場合は年利 1.5%（償還が不要な期間については無利子）。

※当初 6 年（特別な場合は 8 年）は償還は不要です。

※お申し込みは、平成 30 年 3 月 31 日まで。

■相馬市社会福祉課

☎0244-37-2171

■南相馬市健康福祉部社会福祉課

☎0244-24-5243

■生活復興支援資金＜無利子＞

被災された低所得世帯の方は、一定期間の生活費や転居費など、生活の再建を支援するための「生活復興支援資金」を無利子（保証人がい場合年利 1.5%）でお借りいただけます。

- ・一時生活支援費（当面の生活費）…最高 20 万円 ※単身世帯 15 万円（貸付期間：6 カ月）
- ・生活再建費（住居の移転費、家具などの購入費用）…最高 80 万円
- ・住宅補修費（住宅の補修などに必要な費用）…最高 250 万円

■福島県社会福祉協議会

☎024-523-1251

■相馬市社会福祉協議会

☎0244-36-5033

■南相馬市社会福祉協議会

☎0244-24-3415

■災害復興住宅融資

①被災されたご自宅の補修・再建のための資金について、住宅金融支援機構が行う災害復興住宅融資の金利を引き下げています（建設・購入の場合は当初 5 年間 0%、補修の場合は当初 5 年間 1% など）。住宅に被害がなく、宅地のみ被害が生じた方向けの融資制度も新たに設けています（平成 27 年度末まで）。

②原子力発電所の事故による避難指示区域内にお住まいになっていた方が、住宅を建設または購入される場合は、避難指示区域内にお住まいになっていたことを確認できれば住宅金融支援機構が行う災害復興住宅融資をご利用いただけます。

■住宅金融支援機構

☎0120-086-353（災害専用ダイヤル）

【減免】

内容

■医療機関などの窓口負担の免除

東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域などにお住まいの方（震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。）については、平成26年2月28日まで医療機関などを受診する際の窓口負担が免除されます。

東日本大震災による被災区域（警戒区域など以外）にお住まいで、国民健康保険・後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会にご加入の方（※）については、平成26年3月31日まで医療機関などを受診する際の窓口負担が免除されます。

（※）免除される方

災害救助法の適用地域や被災者生活再建支援法の適用地域の住民で、次のいずれかに該当する方

- ①住宅の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方
- ②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥原発事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域および旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
- ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難している方

※ただし、一部の健康保険組合では延長していないところもありますので、ご加入の市長村へお問い合わせください。

問い合わせ

■ご加入の各医療保険の保険者窓口

■相馬市保険年金課国保係

☎0244-37-2140

■南相馬市市民課保険年金係

☎0244-24-5233

■国民年金保険料の免除

被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた被保険者の方は、ご本人からの申請に基づき、最大で平成23年2月分から平成24年6月分までの国民年金保険料が免除になります。免除の申請は、平成24年6月末日までに行ってください。

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村にお住まいだった方は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が免除になります。免除申請の手続きは、平成24年6月末日までに行ってください。

■ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165

東北福島年金事務所

☎024-535-0141

郡山年金事務所

☎024-932-3434

白河年金事務所

☎0248-27-4161

会津若松年金事務所

☎0242-27-5321

相馬年金事務所

☎0244-36-5172

平年金事務所

☎0246-23-5611

■国税の特例措置

国税の特例措置として「申告・納税等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税の減免」、「源泉所得税の徴収猶予・還付」などの制度があります。大震災により住宅や家財などに損害を受けたときは、損害金額に基

■福島税務署

☎024-534-3121

■二本松税務署

☎0243-22-1192

内容

づき計算した金額を所得から控除する（所得税法に基づく「雑損控除」といいます。）ことにより、所得税の軽減又は免除を受けることができます。

問い合わせ

■郡山税務署
☎024-932-2041
■須賀川税務署
☎0248-75-2194
■白河税務署
☎0248-22-7111
■会津若松税務署
☎0242-27-4311
■喜多方税務署
☎0241-24-5050
■田島税務署
☎0241-62-1230
■相馬税務署
☎0244-36-3111
■いわき税務署
☎0246-23-2141

■県税の特例措置

県税（法人県民税、個人事業税、不動産取得税、自動車税・自動車取得税）の特例措置として、「減免」、「納税の猶予」、「申告等の期限延長」等が受けられます。

なお、原子力災害により、警戒区域内から持ち出せない自動車で、一定の要件に該当するものは、申請により自動車税の非課税措置や減免を受けることができます。

■福島県
県庁税務課
☎024-521-7067
■県北地方振興局県税部
☎024-523-4789
■県中地方振興局県税部
☎024-935-1235
■県南地方振興局県税部
☎0248-23-1512
■会津地方振興局県税部
☎0242-29-5235
■南会津地方振興局県税部
☎0241-62-5212
■相双地方振興局県税部
☎0244-26-1123
■いわき地方振興局県税部
☎0246-24-6024

■市町村税の特例措置

被害を受けられた方の住民税や固定資産税などについて、それぞれの市町村の条例によって、減免や徴収猶予などが受けられる場合があります。

■相馬市税務課
☎0244-37-2127・37-2128
■南相馬市総務部税務課
住民税 ☎0224-24-5226
固定資産税 ☎0224-24-5227

◆東日本大震災で被災した方へ 公的な教育的支援

| 内容 | 問い合わせ |
|---|--|
| <p>■幼稚園の就園支援 被災により、幼稚園への就園支援が必要となった世帯の幼児を対象に、入園料、保育料の支援を行います。 対象：市町村の就園奨励事業の対象となった幼児及び東日本大震災等により所得階層区分が変更となった世帯の幼児</p> | <p>■福島県教育庁義務教育課 ☎024-521-7968 ■相馬市教育委員会 教育部学校教育課 ☎0244-37-2185 ■南相馬市教育委員会 幼児教育課 ☎0244-24-5242</p> |
| <p>■小・中学生の就学援助 学用品費、通学用品費、通学費、給食費、校外活動費、修学旅行費などが補助対象となります。 対象：震災等により被災した児童・生徒の保護者</p> | <p>■福島県教育庁義務教育課 ☎024-521-7968 ■相馬市教育委員会 教育部学校教育課 ☎0244-37-2185 ■南相馬市教育委員会 学校教育課 ☎0244-24-5283</p> |
| <p>■公立特別支援学校・特別支援学級への就学援助 学用品費、通学用品費、通学費、寄宿舎居住に伴う経費、修学旅行費などが補助対象となります。 対象：震災等により被災した幼児・児童・生徒の保護者</p> | <p>■福島県教育庁 特別支援教育課 ☎024-521-7967 義務教育課 ☎024-521-7968 ■相馬市教育委員会 学校教育課 ☎024-37-2185 ■南相馬市教育委員会 学校教育課 ☎0244-24-5283</p> |
| <p>■小・中学校の通学支援 避難されている児童生徒に対する通学支援として、仮設住宅等（新地町・相馬市含む）から学校まで、スクールバスによる送迎を行っています。利用する場合は各学校に申し出てください。</p> <p>①原町区仮設住宅等から鹿島区の学校・仮設校舎へ通学する場合</p> <p>居住区：原町区 対象小中学校：小高区・鹿島区小中学校 ※原町区と鹿島区間</p> <p>②鹿島区の仮設住宅から原町区の学校へ通学する場合</p> <p>居住区：鹿島区 対象小中学校：原町区小中学校 ※鹿島区と原町区間</p> | <p>■南相馬市教育委員会 教育総務課 ☎0244-24-5282</p> |

内容

③市外の仮設住宅等（集合場所は相馬市）から鹿島区及び原町区の学校まで通学する場合

※いずれの場合も集合場所や時間を指定しています。



※八沢小通学バスは、通常通り運行しています。

※通学に利用する路線バスは、一部路線を除き、運行しています。
（平成 25 年 5 月 15 日現在）

問い合わせ

■私立学校の授業料等の減免（福島県内の私立学校に限る）

災害により、学資負担者が著しい損害を受けた場合には、授業料、入学金、施設設備費等の減免が受けられます。（私立幼稚園の入園料、保育料は市町村の就園奨励事業の対象となります。）

対象：東日本大震災に起因する事情により、授業料等の納付が困難な方（り災証明書が必要です）

■福島県総務部

私学・法人課

☎024-521-7048

■各私立幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専修学校（高等課程大学入学資格付与校）

■県立学校の通学費支援

県では、サテライト校への通学や県内の他の地域に転学する生徒等の負担を軽減するため、次のとおり通学バスの運行や経費の支援をしています。

1) 県内各地のサテライト高校に通学する生徒及び被災により県内の他の高校へ転学した生徒の支援

・生徒が公共交通機関などを利用して通学する場合、その経費を支援します。

・支援額は1ヶ月当たり30,000円を限度とします。

2) 相馬市内のサテライト高校に通学する生徒への支援

・支援対象

原町高校、相馬農業高校、小高商業高校及び小高工業高校の生徒

・支援内容 スクールバスの運行

原町高校 ⇄ 相馬高校 原町高校 ⇄ 相馬東高校

3) その他の生徒への支援

①相馬高校、相馬東高校、新地高校、相馬養護学校の生徒への支援
JR常磐線が運休しているため、原ノ町駅から相馬駅間でスクールバスを運行します。ただし、震災前に負担していたJRの運賃相当の自己負担をしていただきます。

②湯本高校、磐城農業高校の生徒への支援

震災により校舎を使用できなくなった湯本高校はいわき明星大学、磐城農業高校は勿来高校で授業を行いますが、当該施設に通学する生徒の負担が新たに発生する場合や負担額が増加する場合には、新たに発生した額または増加する額について県が支援します。

■福島県教育庁

財務課

☎024-521-7754

■在学している県立学校

内容

支援額は1ヶ月当たり30,000円を限度とします。

③それ以外の生徒への支援

原発事故により県内で住居を変更し、今までと同じ県立高校へ通学するため、その経路や手段を変更して通学することになり負担が増加する場合には、増加する額について県が支援します。

支援額は1ヶ月当たり30,000円を限度とします。

4) 実施年月日

平成23年5月9日から適用します。

問い合わせ

■教科書の無償配布

被災して学用品を失った児童・生徒の皆さんに、教科書や教材などの学用品が支給されます。

■福島県教育庁 学習指導課

☎024-521-7775

特別支援教育課

☎024-521-7780

■福島県総務部

私学・法人課

☎024-521-7048

■相馬市教育委員会

教育部学校教育課

☎024-37-2185

■南相馬市教育委員会

学校教育課

☎0244-24-5283

■福島県東日本大震災被災児童支援基金給付金

東日本大震災で、保護者が死亡又は行方不明となった児童（孤児・遺児）に対して、生活及び修学を支援するための給付金を給付する事業を実施しております。

給付月額：

未就学児童……………孤児 30,000円、遺児 20,000円

小学生・中学生……………孤児 40,000円、遺児 30,000円

高等学校等に在籍する学生……………孤児 50,000円、遺児 40,000円

大学及び専門学校等に在籍する学生 ……孤児 60,000円、遺児 50,000円

一時金：小学校入学時給付金……………30,000円

小学校卒業時給付金……………50,000円

中学校卒業時給付金……………100,000円

高等学校卒業時給付金……………300,000円

給付期間：大学等卒業までの期間

■福島県

保健福祉部児童家庭課

☎024-521-7174

内容

■福島県奨学資金貸与制度

経済的理由により修学困難と認められる方を対象に、奨学資金を貸与しています。

貸与月額：

| | | 自宅通学 | 自宅外通学 |
|-----|-----|----------|----------|
| 高校等 | 国公立 | 18,000 円 | 23,000 円 |
| | 私立 | 30,000 円 | 35,000 円 |
| 大学等 | 国公立 | 35,000 円 | |
| | 私立 | 40,000 円 | |
| 高 専 | | 18,000 円 | |

貸与期間：在学する学校・大学の正規の修学期間

貸付利率：無利率（卒業後に返済が必要）

対象：高等学校、専修学校（高等課程）、大学、短期大学、
高等専門学校の生徒・学生

問い合わせ

■福島県教育庁高校教育課

☎024-521-7775

■在学している学校・大学

■介護福祉士等修学資金貸付制度

福島県において介護福祉士又は社会福祉士の確保を図るため、修学資金等を無利率で貸与します。

■福島県社会福祉協議会

☎024-523-1252

■相馬市震災孤児及び被災者奨学資金義援金

震災で遺児・孤児となった子どもが大学等に進学したときは、入学の年度は 200 万円を限度として修学資金及び入学資金の合計額の全額を支給し、次年度以降は毎年度 150 万円を限度として修学資金の全額を奨学金として支給しています。（ただし、学費免除の場合は支給しません）

■相馬市保健福祉部社会福祉課

☎0244-37-2171

■相馬市教育復興子育て基金

子どもたちが、この危機を乗り越えてたくましく成長し、私たちの世代を引き継ぎ、やがて社会の中心として活躍してもらうために、子どもたちの生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）をはぐくむことを目的としています。

■相馬市教育委員会

学校教育課

☎0244-37-2185

内容

■南相馬市育英資金制度

大学等に進学を希望する方、又は在学中の方を対象に育英資金の貸付けを行っています。

対象：大学、高等専門学校、専修学校（修業年限 2 年以上の専修学校に限る。）又は高等学校に在学し、品行が正しく、学術に優れている者

大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校に入学するまで又は入学の目的をもって住所を移転するまで南相馬市内に引き続き 1 年以上住所を有していた者

経済的理由で修学困難と認められる者

国、県又は、他の団体より同種類の育英資金の貸付け又は給与を受けていない者

貸付金額：大学（医師及び獣医師）…月額 60,000 円

大学…月額 48,000 円

高等専門学校又は専修学校…月額 35,000 円

高等学校…月額 18,000 円

貸付期間：在学する学校の正規の就業期間（既に在学中の方は、奨学生決定時からの残期間）

問い合わせ

■南相馬市教育委員会

教育総務課

☎0244-24-5282

■南相馬市大学一時金融資金利子補給

大学の入学金や授業料などに充てるために市内の金融機関から教育ローンを借入れた場合に、下記の条件に該当する者に対して借り入れ日から入学までの期間と正規の修業期間中の利子について助成します。

対象：大学に入学を許可された学生又は生徒の保護者であること。

経済的理由により貸付けを必要とする者であること。

市内に引き続き 3 年以上居住している者であること。

利子補給金の額：

国の教育ローン（国民生活金融公庫が行うもの）を利用した場合は、借入から大学修業期間までの利息全額を補助します。

その他の教育ローンを利用した場合は、貸付実行日の教育ローンの貸付利息相当額の利息を補助します。

■南相馬市教育委員会

教育総務課

☎0244-24-5282

◆東日本大震災で被災した方へ 民間による経済的支援・教育的支援

| 【給付】 | 内容 | 問い合わせ |
|------|---|---|
| ■ | <p>MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金 「奨学金・一時金」 奨学金：月額2万円 一時金：給付開始時に10万円 対象：小中高に在籍する児童 給付期間は給付開始時から高等学校卒業時まで</p> | <p>■公益社団法人日本ユネスコ協会連盟 ☎03-5424-1121</p> |
| ■ | <p>毎日新聞社会事業団「毎日希望奨学金」 月額：2万円 他の奨学金と併用できる 対象：高校・大学・専修学校に在学している人 現在募集なし、来年度募集1月～3月頃の予定</p> | <p>■毎日新聞東京社会事業団 ☎03-3213-2674</p> |
| ■ | <p>ロータリー東日本大震災青少年支援連絡協議会「ロータリー希望の風奨学金」 月額：5万円 対象：大学生・短大生・専門学校生 申請期限なし、随時受付 ただし高校2年生以下の方は高校3年生になって進路が決定してから申請してください。</p> | <p>■ロータリー東日本大震災青少年支援連絡協議会 ☎03-5250-2050</p> |
| ■ | <p>東日本大震災復興支援財団「まなべる基金」 月額：2万円 対象：高等学校・高等専門学校・高等専修学校の在学学生 申請時、他の給付型奨学金を受給していないこと</p> | <p>■東日本大震災復興支援財団 ☎0120-957-802</p> |
| ■ | <p>みちのく未来基金 大学等入学金および授業料、実習費等全額（上限300万円） 対象：進学希望の高校3年生。学校法人または大学、短期大学、専門学校等に合格した人</p> | <p>■みちのく未来基金事務局 ☎022-343-9996</p> |
| ■ | <p>高速道路交流推進財団「震災遺児修学援助基金修学資金・卒業祝金」 奨学金：年額28.2万円 卒業祝金：高等学校卒業時10万円 対象：小学校～大学までの在学学生 胎児・未就学児も待機登録し、就学時に給付開始 他の団体等から奨学金や一時金の貸付・給付を受けている場合でも給付 対象者の定員制限、受付の締切、及び養育者の所得制限なし</p> | <p>■財団法人高速道路交流推進財団 ☎0120-768-660</p> |
| ■ | <p>大震災こども救援基金 一時金（給付）：7万円 ※応募締切なし、随時給付 対象：東日本大震災で両親を失った震災孤児等 ※震災により一人親となり子どもの養育が困難となった親から子どもを預かっている親族や知人も含む</p> | <p>■全国里親会 ☎03-3404-2024</p> |

内容

■夢を応援基金

東日本大震災によって経済状況が急変、または悪化し、就学継続が困難な状況にある被災地の高校生が社会人になるまでの最長 7 年間（2019 年 3 月末まで）、奨学金を給付。

奨学金：月額 3 万円

期間：高校・高等専門学校卒業まで又は専門学校・大学等の上級学校（大学院を除く）卒業まで（最長 7 年間）

対象：高等学校、高等専門学校（1～3 年）、高等専修学校および上級学校等（大学、短期大学、専修学校・専門学校等）に在籍する生徒

※2013 年 3 月現在、奨学生は募集していない

■福島県東日本大震災奨学金基金

福島県教職員組合と日本公務員弘済会福島支部が中心となって設立。

奨学金：月 1 万円（年間 120 万円）

給付期間：2011 年度から 2015 年度の小・中学校に在籍する期間（最長 5 年間）

応募締め切りは、毎年 4 月～ 5 月末

※ただし事情のある場合は事務局まで

■ビヨントゥモロー 高校留学プログラム

提携ボーディングスクールへ派遣し、卒業まで学費・寮費免除での留学の機会を提供

在学中、月額 2 万円の奨学金を支給（給付型・返済不要）。初年度は初年度準備金として、別途 20 万円を支給

プログラム期間中、ビヨントゥモローの各種プログラムへの参加や、各界で活躍するリーダーとのメンタリングを通して、学生の成長をサポート

対象：東日本大震災で被災した地域の高校生

問い合わせ

■株式会社ローソン

特定非営利活動法人チャリティ・プラットフォーム（運営事務局）

■震災遺児奨学金基金事務局（福島県教職員組合内）

☎024-522-6141

■一般財団法人教育支援グローバル基金

e-mail :

info@beyond-tomorrow.org

内容

■みちのく応援奨学金

被災地の高校生に異文化体験の機会を提供することにより夢を与えること、地域と世界をつなぎ地域の未来を担う人材を育成する
留学費用：150万円（AFS 年間派遣プログラム参加費 130万円＋留学準備金 20万円）

対象：東日本大震災発生時に被災地に居住または在学していた中学3年生～高校2年生（出発時に高校1年～3年生）。

※「AFS 年間派遣プログラム選考」への応募・受験が必要

■ジャパンソサエティーみちのく応援奨学金

被災地の高校生に異文化体験の機会を提供することにより夢を与えること、地域と世界をつなぎ地域の未来を担う人材を育成する
留学費用：150万円（AFS 年間派遣プログラム参加費 130万円＋留学準備金 20万円）

対象：東日本大震災発生時に被災地に居住または在学していた中学3年生～高校2年生（出発時に高校1年～3年生）。

※「AFS 年間派遣プログラム選考」への応募・受験が必要

■JFAM みちのく応援奨学金

被災地の高校生に異文化体験の機会を提供することにより夢を与えること、地域と世界をつなぎ地域の未来を担う人材を育成する
留学費用：150万円（AFS 年間派遣プログラム参加費 130万円＋留学準備金 20万円）

対象：東日本大震災発生時に被災地に居住または在学していた中学3年生～高校2年生（出発時に高校1年～3年生）。

※「AFS 年間派遣プログラム選考」への応募・受験が必要

問い合わせ

■公益社団法人 AFS 日本協会
AFS プログラム本部派遣担当
☎03-6206-1913

■公益社団法人 AFS 日本協会
AFS プログラム本部派遣担当
☎03-6206-1913

■公益社団法人 AFS 日本協会
AFS プログラム本部派遣担当
☎03-6206-1913

【貸付】

内容

問い合わせ

■あしなが育英会「奨学金」

高校・高専……月額公立 2.5 万円、私立 3 万円

大学・短大等…月額一般 4 万円、特別 5 万円

大学院……………8 万円

対象：高校生、大学（短大を含む）、専修学校・各種学校・大学院生

※奨学金の返還は卒業後半年後から 20 年以内

無利子

■あしなが育英会被災者専用

☎0120-77-8565

■日本学生支援機構「第一種奨学金・第二種奨学金」

第一種奨学金：月額 1～6.4 万円

第二種奨学金：月額 3～12 万円（選択制）

第一種奨学金：大学・短大・高専・専修（専門）・大学院

第二種奨学金：大学・短大・高専（4、5 年）・専修（専門）・大学院

※奨学生の採用方法には「予約採用」「在学採用」「緊急採用・応急採用」がある

※第一種奨学金（無利息）と第二種奨学金（利息付）どちらの奨学金も、貸与が終了すると返還の義務がある

無利子

■在学している学校

■交通遺児育英会奨学金（東日本大震災被災者子女の交通遺児としての採用）

貸付金：高校生 2～4 万円、大学生 4～6 万円 ほか

貸付期間：在籍する学校の最短修業年限

対象：保護者等が交通事故により死亡又は著しい後遺障害をあい教育費に困っている家庭の、高等学校以上の生徒・学生

※保護者が車両に乗って出かけ震災の影響で死亡・行方不明となった場合等を含む

毎年度末までほぼ随時募集（応募する学校種によって異なる）

■交通遺児育英会奨学課

☎0120-52-1286

◆父子家庭の子育てや生活の支援

| 内容 | 問い合わせ |
|---|---|
| <p>■保育所の優先入所 ひとり親家庭の親が就業や求職活動、就職活動を行う際に、安心して子育てできるよう、保育所・保育園に優先的に入所できるように支援しています。</p> | <p>■南相馬市教育委員会幼児教育課 幼児育成係 ☎0244-24-5242</p> |
| <p>■放課後児童クラブの優先利用 昼間保護者のいない小学校低学年児童や養護学校に通学する児童の健全育成を図る放課後児童クラブにおいて、ひとり親家庭の子どもが優先的に利用できるような取り組みを行っています。</p> | <p>■放課後支援ボランティア ゆうゆうクラブ ■南相馬市教育委員会幼児教育課 ☎0244-24-5242</p> |
| <p>■障がい児保育 集団保育が可能な心身に障がいのあるお子さんを保育します。</p> | <p>■相馬市保健福祉部社会福祉課 児童家庭係 ☎0244-37-2204 ■南相馬市教育委員会幼児教育課 幼児育成係 ☎0244-24-5242</p> |
| <p>■一時預かり 保育所や幼稚園に入所していない小学校入学前の児童で、保護者の傷病・入院、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により、緊急・一時的な預かりが必要となる児童を保育所等において預かります。</p> | <p>■相馬市保健福祉部社会福祉課 児童家庭係 ☎0244-37-2204 ■南相馬市教育委員会幼児教育課 幼児育成係 ☎0244-24-5242</p> |

内容

■休日保育

保護者の就労等により、日曜・祝日等に保育に欠ける児童を保育所で保育します。

■病児・病後児保育

保護者の就労等により、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、病院や保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行います。

■ファミリー・サポート・センター

子どもを保育所等に送迎したり、急用のときに子どもを預かるなどの育児をサポートするため、子どもを預けたい人と預かりたい人をコーディネートします。

■母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、一時的な事情により、生活環境が激変し、日常生活を営むことが困難になったときに、家庭生活支援員を派遣し、生活援助・保育サービスを提供します。利用できる方は、母子家庭の母子、父子家庭の父子、寡婦です。

父子家庭も利用できます。

■県営住宅の優先入居

入居者は一定の収入額以下であり、住宅に困っている人であることなどの条件を満たす人です。県営住宅の入居者は、申し込み多数の場合は、応募者の中から抽選によって決定されます。また、県営住宅は、ひとり親家庭について優先入居制度があります。

問い合わせ

■相馬市保健福祉部社会福祉課児童家庭係

☎0244-37-2204

■こども緊急サポートネットワークふくしま

☎024-592-2270

■相馬市中央児童センター（もりっこサポート）

☎0244-35-2008

■南相馬市健康福祉部 男女共同こども課

☎0244-24-5215

■南相馬市健康福祉部 男女共同こども課

☎0244-24-5215

■県北地区県営住宅管理事務所

☎024-521-7991

■県中建設事務所行政課

☎024-9935-1427

■県南建設事務所行政課

☎0248-23-1616

■会津地区県営住宅管理事務所

☎0242-29-5526

■相双建設事務所行政課

☎0244-26-1207

■いわき地区県営住宅管理事務所

☎0246-35-1733

内容

■JR 通勤定期特別割引

児童扶養手当受給者又はその同一の世帯員の方で通勤のために JR 通勤定期乗車券を購入する場合に特別割引（3割程度）が受けられます。

問い合わせ

■相馬市社会福祉課児童家庭係

☎0244-37-2204

■南相馬市健康福祉部 男女共同こども課

☎0244-24-5215

◆父子家庭の就業支援

内容

■ひとり親家庭等在宅就業支援事業

家事や子育ての負担をひとりで負うことになるひとり親に対して、家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である「ITを活用した在宅就業」を支援します。

※東日本大震災と原発事故により被災したり避難しているひとり親家庭の生活再建を応援するため、「被災ひとり親家庭生活支援枠」を設けています。

父子家庭も利用できます。

問い合わせ

■ひとり親支援事業ヘルプデスク

☎0120-816-699

◆父子家庭に対する公的な経済的支援

内容

■児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

父子家庭も利用できます。

支給要件：次の①～⑦のいずれかに該当する児童について、父がその児童を監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

※個々のご家庭が支給要件に該当するかについては、お住まいの市町村にご相談ください。

- ①父母が婚姻を解消（事実上の婚姻関係の解消を含む）
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障害の状態にある
- ④父または母の生死が明らかでない（船舶・航空機事故など）
- ⑤父または母から1年以上にわたり遺棄されている

※遺棄とは、父または母が同居しないで扶養義務及び監護義務を全く放棄していることをいいます。

出稼ぎ・単身赴任のように目的が達成されれば帰ってくる場合や、家庭の不和による別居の場合等は該当しません。

- ⑥父または母が1年以上にわたり拘禁されている
- ⑦未婚の母の子である
- ⑧孤児などで、父母がいるのか否か不明である

※公的年金（遺族年金、障害年金等）給付を受けている場合、手当は支給されません。

※公的年金（遺族年金、障害年金等）給付を受けている場合、手当は支給されません。

※公的年金（遺族年金、障害年金等）給付を受けている場合、手当は支給されません。

手当額（月額）：受給資格者が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。（平成24年4月から）

| 区分 | 全部支給 | 一部支給 |
|------|---------------------------|---|
| 児童1人 | 月額 41,430 円 | 所得に応じて 月額 41,420 円～ 9,780 円 (10 円きざみの額) |
| 児童2人 | 月額 46,430 円 | 児童1人の手当額に 月額 5,000 円加算した額 |
| 児童3人 | 3人目から児童1人増すごとに、3,000 円を加算 | |

※手当の支給には、所得の制限があります。所得制度額を超えた場合、手当の全部又は一部が支給停止されます。

受給手続き：児童扶養手当を受給するためには、市町村へ申請（認定請求）が必要です。お住まいの市町村にお問い合わせの上、お手続きください。

問い合わせ

■相馬市社会福祉課児童家庭係

☎0244-37-2204

■南相馬市健康福祉部 男女共同こども課 子育て支援係

☎0244-24-5215

内容

必要書類（持参するもの）：

- ・ 戸籍謄（抄）本※1ヶ月以内に発行のもの
手当を申請する方と子どもの戸籍が別の場合は各々1通
- ・ 申請者名義の金融機関の預金通帳
- ・ 健康保険証（手当を申請する方と対象児童の記載のあるもの）
- ・ 年金手帳（加入状況が確認できるもの）
- ・ 印鑑
窓口で記入する書類・聴き取りにより係員が記入する書類
- ・ 認定請求書
- ・ 生計維持等に関する調書
- ・ 現況調書
- ・ 公的年金調書
- ・ 養育費等に関する申告書（必要な方）

問い合わせ

■特別児童扶養手当

身体や精神に中度又は重度の障がい（政令別表第3に該当）のある20歳未満の児童について、特別児童扶養手当を支給し児童の福祉の増進を図るための制度です。

対象：身体障害者手帳1級から4級の一部（平衡機能障害は5級まで）療育手帳AまたはB1に該当する20歳未満の障がい者を養育している父もしくは母、または養育者。所得制限があります。

手当の月額（平成24年4月から）：1級 月額54,000円
2級 月額33,570円

※所得の限度額を超えた場合、手当の支給は停止されます。

■相馬市社会福祉課児童家庭係

☎0244-37-2204

■南相馬市健康福祉部 男女共同こども課 子育て支援係

☎0244-24-5215

■児童手当

0歳から中学校修了前の子どもを養育する方に支給します。

支給額：0歳～3歳未満（一律）15,000円

3歳～小学校修了前（第1子・第2子）10,000円、
（第3子以降）15,000円

中学生（一律）10,000円

■相馬市社会福祉課児童家庭係

☎0244-37-2204

■南相馬市健康福祉部 男女共同こども課 子育て支援係

☎0244-24-5215

■子ども医療費助成

子どもの健康を守り、県内で安心して子どもを生き育てやすい環境づくりを進めるため、子どもたちが安心して医療を受けられるように、子育て支援策として、医療費助成をしています。

助成を受けるためには市町村に資格登録が必要です。

■相馬市社会福祉課児童家庭係

☎0244-37-2204

■南相馬市健康福祉部 男女共同こども課 子育て支援係

☎0244-24-5215

内容

■ひとり親家庭医療費助成

母子・父子家庭などが受診した場合にかかる医療費の一部負担金の一部を助成することにより、母子・父子家庭における経済的負担を軽減する制度です。

ただし、お住まいの市区町村によって、助成対象年齢や所得制限が異なる場合がありますので、詳しくは、市区町村の担当課にお問い合わせください。

父子家庭も利用できます。

問い合わせ

■相馬市社会福祉課児童家庭係

☎0244-37-2204

■南相馬市健康福祉部 男女共同こども課 子育て支援係

☎0244-24-5215

子どもを預ける

◆保育所・保育園

保育園は、保護者が働いている、あるいは病気にかかっているなどにより、家庭で保育することができない、0歳児から就学前までのお子さんを保護者にかわって保育する児童福祉施設です。通常保育のほかに延長保育や一時預かり、休日保育なども園によっては行っている場合があります。

◎保育料・入所手続きの問合わせ

- 相馬市保健福祉部社会福祉課児童家庭係 ☎0244-37-2204
- 南相馬市教育委員会幼児教育課幼児育成係 ☎0244-24-5242

■相馬市

| 種 | 名称 | 所在地 | 電話(0244) | 定員 | 受入年齢 | 開所時間 | 延長保育 | 一時預かり | 障がい児保育 |
|---|--------|--------------|----------|-----|------------|------------|------|-------|--------|
| 私 | 中村報徳 | 相馬市中村字大手先 31 | 36-1800 | 150 | 産休明け～就学前 | 7:00～19:00 | ○ | × | ○ |
| 私 | 相馬 | 相馬市中野字寺前 37 | 35-2570 | 120 | 産休明け～就学前 | 7:00～19:00 | ○ | × | ○ |
| 私 | みなと | 相馬市尾浜字原 189 | 38-8045 | 170 | 産休明け～就学前 | 7:00～19:00 | ○ | × | ○ |
| 私 | さくらがおか | 相馬市中村字川沼 298 | 37-7211 | 45 | 産休明け～3歳児未満 | 7:00～19:00 | ○ | × | × |

■南相馬市

| 種 | 名称 | 所在地 | 電話(0244) | 定員 | 受入年齢 | 開所時間 | 延長保育 | 一時預かり | 障がい児保育 |
|---|-------------|-------------------|----------|-----|---------|-------------------|------|-------|--------|
| 公 | かしま | 南相馬市鹿島区西町 3-90 | 46-1717 | 108 | 0歳～5歳 | 7:00～18:00(19:00) | ○ | ○ | ○ |
| 公 | かみまの | 南相馬市鹿島区浮田字一丁田 67 | 47-2307 | 60 | 1歳～5歳 | 7:00～18:00 | × | × | ○ |
| 私 | 原町聖愛 | 南相馬市原町区二見町 1-80-1 | 22-5090 | 90 | 0歳～5歳 | 7:00～18:00(19:00) | ○ | × | ○ |
| 私 | 北町 | 南相馬市原町区北町 373-124 | 22-8432 | 60 | 0歳～5歳 | 7:00～18:00(19:00) | ○ | × | ○ |
| 私 | よつば | 南相馬市原町区西町 2-34-1 | 24-6478 | 110 | 2歳～5歳 | 7:20～18:00 | × | × | × |
| 私 | よつば保育園南町分園 | 南相馬市原町区南町 1-20-2 | 24-4161 | 40 | 0歳～1歳 | 7:00～18:00 | × | × | × |
| 私 | よつば乳児保育園西町園 | 南相馬市原町区西町 2-32-1 | 24-4285 | 50 | 0歳～2歳未満 | 7:00～18:00 | × | × | × |

※原町区の公立原町あずま、なかまち、さくらい保育園と小高区の公立おだか保育園は引き続き休園します。

※受入年齢「0歳」は、生後9週目から

■認可外保育施設

| 種 | 名称 | 所在地 | 電話(0244) | 定員 | 受入年齢 | 開所時間 | 延長保育 | 一時預かり | 障がい児保育 |
|---|--------------------|---------------------|---------------|----|------|---------------|------|-------|--------|
| 私 | 託児所ひまわり | 南相馬市原町区桜井町 1-136 | 22-8374 | - | - | 7:30 ~ 18:00 | ○ | ○ | - |
| 私 | 幼児の家 | 南相馬市原町区青葉町 1-129 | 23-3835 | - | - | 8:00 ~ 17:30 | ○ | ○ | - |
| 私 | みどり園(休止中) | 南相馬市原町区二見町 2-100 | 23-3894 | - | - | 7:30 ~ 18:30 | × | ○ | - |
| 私 | 子育て支援チャイルドハウス(休止中) | 南相馬市原町区長野字空正内 223 | 22-6404 | - | - | 8:00 ~ 17:30 | ○ | ○ | - |
| 私 | KIDS' CLUB(休止中) | 南相馬市原町区中太田字天狗田 94-4 | 24-4391 | - | - | 7:30 ~ 19:00 | × | ○ | - |
| 私 | 三恵クリア「ポシェット」 | 南相馬市原町区国見町 2-84 | 22-2171 | - | - | 17:00 ~ 18:00 | ○ | ○ | - |
| 私 | ひだまりの家(休止中) | 南相馬市小高区耳谷字山沢 9 | 080-6038-5806 | - | - | 7:30 ~ 19:00 | × | ○ | - |

◆幼稚園

幼稚園は、遊びを大切にした教育を行います。親から離れ集団生活を味わい、さまざまな遊びを体験して、小学校以降の学習の基盤を育みます。夏・冬・春休みがあり、一般的に短時間ですが、園により預かり保育を実施し、活動時間の延長を行っています。

■公立幼稚園授業料の減免

園児が在園しているご家庭で、授業料の支払いが経済的負担になると見なされる方に対し授業料の減免を行っている場合もあります。

■私立幼稚園就園奨励費補助金

幼稚園教育の普及充実と保護者の方の経済的負担を軽減するため、入園料・保育料の減免を行っている私立幼稚園に対して、補助金を交付しています。詳しくは、各私立幼稚園までお問い合わせください。

◎問合わせ

■相馬市教育委員会教育部学校教育課（公立のみ）

☎0244-37-2185

■南相馬市教育委員会幼児教育課

☎0244-24-5242

■相馬市 *こども園として認定

| 種 | 名称 | 所在地 | 電話（0244） | 給食 | 預かり保育 |
|---|-----|-----------------|----------|----|-------|
| 公 | 大野 | 相馬市大坪字東畑 7 | 35-1962 | × | ○ |
| 公 | 山上 | 相馬市山上字柳下 32-2 | 32-5931 | × | ○ |
| 公 | 八幡 | 相馬市坪田字清水前 9-3 | 36-3808 | × | × |
| 公 | 飯豊 | 相馬市大曲字天神前 42 | 35-6756 | × | ○ |
| 公 | 磯部 | 相馬市磯部字上ノ台 467-2 | 33-5761 | × | × |
| 公 | 日立木 | 相馬市日下石字神明前 14 | 35-0591 | × | ○ |
| 私 | 中村 | 相馬市新沼字坪ヶ迫 506-2 | 35-3030 | × | ○ |
| 私 | 原釜 | 相馬市原釜字金草 7-8 | 38-6281 | × | ○ |
| 私 | みどり | 相馬市中村字大手先 39 | 35-2463 | ○ | ○ |

■南相馬市

| 種 | 名称 | 所在地 | 電話（0244） | 給食 | 預かり保育 |
|---|-----|--------------------|----------|----|-------|
| 公 | 鹿島 | 南相馬市鹿島区鹿島字北千倉 24-2 | 46-4655 | ○ | ○ |
| 公 | 八沢 | 南相馬市鹿島区南屋形字北原 32 | 46-4672 | ○ | ○ |
| 公 | 上真野 | 南相馬市鹿島区山下字中ノ内 273 | 47-2147 | ○ | ○ |

| 種 | 名称 | 所在地 | 電話 (0244) | 給食 | 預かり保育 |
|---|-------|--------------------|-----------|--------|-------|
| 公 | 高平 | 南相馬市原町区下北高平字古館 278 | 24-0687 | ○ | ○ |
| 公 | 大甕 | 南相馬市原町区大甕字十日迫 26 | 22-7583 | ○ | ○ |
| 私 | さゆり | 南相馬市原町区橋本町 1-15 | 23-3439 | ○: 週1回 | ○ |
| 私 | 青葉 | 南相馬市原町区二見町 3-68-4 | 23-3306 | × | ○ |
| 私 | 原町みなみ | 南相馬市原町区国見町 1-50 | 23-3650 | × | ○ |

※原町区の公立太田幼稚園、石神第一幼稚園、石神第二幼稚園は引き続き休園します。

◆放課後児童クラブ

仕事や病気などの理由により、昼間保護者が不在になる家庭の小学校1年生から3年生までの子どもが放課後に過ごす生活の場として、小学校の余裕教室や校舎外クラブ専用室等において開設しています。

■子どもたちの過ごし方

子どもたちは、学校の授業が終わると、放課後児童クラブに「ただいま」と帰宅し、専任の指導員が「おかえりなさい」と出迎えます。それぞれの家庭に帰るまでは、児童クラブが「おうち」です。放課後児童クラブでは、指導員の指導のもと、室内や校庭でのびのびと遊んだり、読書や工作、宿題をしたりなどの自由遊びを中心に、ときには生活指導を受けながら一日を過ごします。また、毎日、日替わりのおやつタイムがあり、七夕やクリスマス会など季節の楽しい行事が行われています。

■費用・手続きについて

以下に、お問い合わせください。

なお、同時に兄弟で利用する場合は、2人目以降は半額。前年度の市民税非課税世帯（同居世帯全員）であって、かつ、母子・父子世帯又は在宅障害児（者）を有する世帯の場合は、利用負担金が全額免除される場合があります。
※南相馬市のみ（現在は無料）

◎問い合わせ

- 相馬市保健福祉部社会福祉課児童家庭係
- 南相馬市教育委員会幼児教育課

☎0244-37-2204
☎0244-24-5242

■相馬市

| 名称 | 所在地 | 電話（0244） |
|---------|----------------------------|----------|
| ポニークラブ | 相馬市中村字川沼 315（中央児童センター内） | 35-2008 |
| みつばちクラブ | 相馬市中村字川原町 65-1（川原町児童センター内） | 35-6355 |
| かもめクラブ | 相馬市尾浜字細田 1（中村第二小学校内） | 38-8131 |
| ひまわりクラブ | 相馬市大曲字天神前 42（飯豊小学校内） | 37-8870 |
| たんぽぽクラブ | 相馬市大坪字東畑 7（大野小学校内） | 36-3570 |

■南相馬市

| 名称 | 所在地 | 電話（0244） |
|------------|-----------------------------|-----------------------|
| 鹿島児童クラブ | 南相馬市鹿島区鹿島字広町 13（鹿島小学校内） | 46-4477、090-9636-8386 |
| 八沢臨時児童クラブ | 南相馬市鹿島区南屋形字北原 32（八沢小学校体育館内） | 080-1662-2692 |
| 上真野臨時児童クラブ | 南相馬市鹿島区浮田字 1-81（上真野小学校内） | 080-1662-2693 |
| 東町児童クラブ 1 | 南相馬市原町区東町 2-82（東町児童センター内） | 22-3202 |
| 東町児童クラブ 2 | 南相馬市原町区東町 2-82（東町児童センター内） | 22-3202 |

| 名称 | 所在地 | 電話 (0244) |
|-----------|--------------------------------|-----------|
| 原町第一児童クラブ | 南相馬市原町区東町 2-66 (原町第一小学校内) | 22-5300 |
| 上町児童クラブ | 南相馬市原町区上町 2-33 (上町児童センター内) | 24-0253 |
| 橋本町児童クラブ | 南相馬市原町区橋本町 1-83-4 (橋本町児童センター内) | 24-0436 |
| 太田児童クラブ | 南相馬市原町区益田字塩釜 236 (太田小学校内) | 23-4114 |
| 大甕児童クラブ | 南相馬市原町区大甕字鶴時 8 (大甕小学校内) | 23-1706 |
| 石神第一児童クラブ | 南相馬市原町区北長野字北原田 288 (石神第一小学校内) | 22-2870 |
| 石神第二児童クラブ | 南相馬市原町区大木戸字西原 1 (石神第二小学校内) | 22-2761 |
| 高平児童クラブ | 南相馬市下北高平字古館 36-5 (高平児童館内) | 24-3557 |
| 仲町児童クラブ | 南相馬市原町区仲町 2-165 (仲町児童センター内) | 22-1803 |
| 小高合同児童クラブ | 南相馬市鹿島区字落合 28 (小高仮設校舎内) | 46-5580 |

◆乳児院

乳児院は、家庭で子育てするのが大変なとき、24時間体制で2歳までの子どもを預かる(家庭)支援施設です。

◎問い合わせ

■福島県保健福祉部児童家庭課

☎024-521-7176

| 名称 | 所在地 | 電話 | 定員 |
|-------|----------------|--------------|----|
| 若松乳児院 | 会津若松市城東町 1-100 | 0242-27-0033 | 40 |

◆放課後子ども教室

市内の小学校等を等を利用して「放課後子ども教室」を開設しています。放課後に地域の大人が子どもたちを見守ることで、子どもたちの健やかな成長や豊かな心を育むことを目的に実施しています。

■実施場所・時間

日時：放課後 月～土の週 1～3 程度、午後 2 時～4 時位 5 月の連休明け～翌年 2 月末位まで実施

場所：市内の各小学校等(大野小、磯部小を除く)

対象：各小学校によって異なりますが低学年が中心

■活動内容

自主学習・読書・トランプ・将棋・囲碁・バドミントン・キャッチボール・なわとび・昔の遊び(けん玉・おてだま等)・折り紙等。その他、地域の方々の協力を頂き、様々な活動ができます。

■費用

申込時に、教室での活動の保険代として 800 円 / 年間

※活動内容によっては、若干費用の負担がある場合があります。

◎問い合わせ

■相馬市教育委員会生涯学習課

☎0244-37-2187

子どもと過す

◆地域子育て支援センター・つどいの広場

地域の子育て家庭が気軽に集まることで、子育て中の親子の交流を深めたり、子育てに関する相談を受けたり、さまざまな子育て支援サービスを受けることができる場を提供し、子育てを支援しています。それぞれの地域の実情にあわせ、「ひろば型」や「センター型」といった地域子育て支援拠点が県内各地に展開されています。子どもたちの健やかな成長を応援し、子育て親子をサポートしていますので、育児について一人で悩まず、お気軽に各拠点施設を利用してください。

◎問合わせ

- 相馬市保健福祉部社会福祉課児童家庭係
- 南相馬市教育委員会幼児教育課

☎0244-37-2204
☎0244-24-5242

■相馬市

| 名称 | 所在地 | 電話 (0244) |
|-------|---------------------------|-----------|
| おやこ教室 | 相馬市中村字川沼 315 相馬市中央児童センター内 | 35-2008 |

■南相馬市

| 名称 | 所在地 | 電話 (0244) |
|--------------------|-----------------|-----------|
| 原町子育て支援センター | 南相馬市原町区東町 3-7-4 | 24-4558 |
| かしま子育て支援センター (休止中) | 南相馬市鹿島区西町 3-90 | 46-1666 |

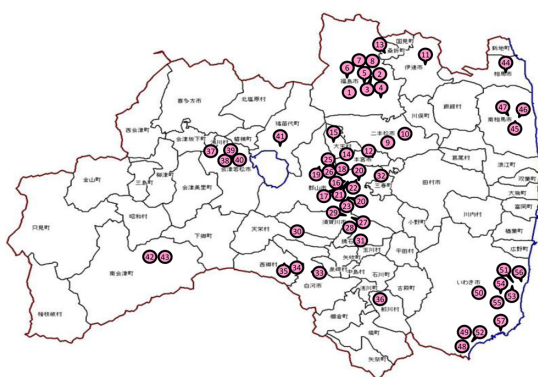
◆屋内遊び場

原発事故後、外遊びができない子どもたちのために、屋内でのびのび遊べる「屋内遊び場」を県内57ヶ所に設置しています。(H25年4月現在)

◎問合わせ

- 福島県保健福祉部子育て支援課 ☎024-521-7198

屋内遊び場確保事業 遊び場位置図



※図中の数字、または表中の施設名をクリックすると、それぞれの施設の詳細ページが表示されます。

| 【県北】 | | | | 【県南】 | | | |
|------|-----------------------|-------|---------------|-------|------------------|-------|---------------|
| No | 施設名 | 所在市町村 | 連絡先 | No | 施設名 | 所在市町村 | 連絡先 |
| 1 | あづま総合体育館 軽運動室 | 福島市 | 024-593-1111 | 33 | わいわい広場 | 白河市 | 0248-29-2051 |
| 2 | インドアパークみなく | 福島市 | 024-521-5770 | 34 | キッズランドにしごう | 西郷村 | 0249-25-1500 |
| 3 | おちろ広場 | 福島市 | 024-533-8877 | 35 | 子ども育ち応援センター | 西郷村 | 080-6046-0257 |
| 4 | キッズルーム | 福島市 | 024-546-0263 | 36 | にこにこプレーランド | 飯川村 | 0247-49-3295 |
| 5 | さかり子育て支援センター「みんなで遊ぼう」 | 福島市 | 024-533-1013 | 【会津】 | | | |
| 6 | とうほろ わんぱくランド | 福島市 | 024-523-3131 | No | 施設名 | 所在市町村 | 連絡先 |
| 7 | ピッコロるーむ | 福島市 | 024-557-2036 | 37 | 遊び場コーナー | 会津若松市 | 0242-22-0800 |
| 8 | わくわくひろば にじ | 福島市 | 024-573-9799 | 38 | 子育て支援センター「なのほな」 | 会津若松市 | 0242-28-0772 |
| 9 | げんきキッズパークにほんまつ | 二本松市 | 0243-22-7474 | 39 | ネイチャーキッズランド | 会津若松市 | 0242-23-7511 |
| 10 | どうぶつども園子育て支援センター | 二本松市 | 0243-24-8125 | 40 | もくれん | 会津若松市 | 0242-23-1178 |
| 11 | ちゅっ広場 | 伊達市 | 024-577-3128 | 41 | カメリーナ幼児室キッズコーナー | 猪苗代町 | 0242-72-1534 |
| 12 | スマイルキッズパーク | 本宮市 | 0243-44-4188 | 【南会津】 | | | |
| 13 | 桑折町子育て支援センター | 桑折町 | 024-582-3229 | No | 施設名 | 所在市町村 | 連絡先 |
| 14 | さくらカフェ | 大玉村 | 0243-48-4850 | 42 | 田島保育園子育て支援センター | 南会津町 | 0241-02-1046 |
| 15 | 森のキッズプレイス | 大玉村 | 0243-48-2040 | 43 | びわかのげ子育て支援センター | 南会津町 | 0241-62-9702 |
| 【県中】 | | | | 【相双】 | | | |
| No | 施設名 | 所在市町村 | 連絡先 | No | 施設名 | 所在市町村 | 連絡先 |
| 16 | キッズスタジオ コスタ | 郡山市 | 024-982-4333 | 44 | 相馬市中央児童センター | 相馬市 | 0244-35-2008 |
| 17 | なかよしキッズ楽園(楽宮幼稚園) | 郡山市 | 024-945-8125 | 45 | 原町みなみ幼稚園 | 南相馬市 | 0244-23-3650 |
| 18 | にこにこキッズハウス | 郡山市 | 024-959-2929 | 46 | ふしまインドアパーク | 南相馬市 | 0244-28-9984 |
| 19 | のびのびびっこ広場 in 夏出 | 郡山市 | 024-924-2421 | 47 | 南相馬元気モール「キッズ遊スポ」 | 南相馬市 | 0244-26-9428 |
| 20 | はなさと保育園ホール | 郡山市 | 024-943-0574 | 【いわき】 | | | |
| 21 | ブチマンキッズひろば | 郡山市 | 024-983-1925 | No | 施設名 | 所在市町村 | 連絡先 |
| 22 | ペップキッズこおりやま | 郡山市 | 024-941-2711 | 48 | ア・ハーススタジオ | いわき市 | 0246-65-6033 |
| 23 | まなそびプレイス | 郡山市 | 024-900-2606 | 49 | いわきずふるふる | いわき市 | 080-2802-2626 |
| 24 | やっこキッズ | 郡山市 | 024-847-3456 | 50 | いわきつづもりむし | いわき市 | 080-2842-0303 |
| 25 | ユーパロつみみ保育園 | 郡山市 | 024-961-4147 | 51 | いわきつづるんるん | いわき市 | 0246-82-2772 |
| 26 | ユーパロ家ノ木保育園 | 郡山市 | 024-926-0600 | 52 | げんき広場 | いわき市 | 0246-82-2766 |
| 27 | 栗原町幼児の屋内遊び場 | 須賀川市 | 090-2602-7663 | 53 | セカンドハウスわくわく | いわき市 | 0246-57-0255 |
| 28 | さかさわキッズパーク | 須賀川市 | 0248-76-6687 | 54 | にこにこ広場 | いわき市 | 0246-35-5411 |
| 29 | ブルラ保育園子育て支援センター | 須賀川市 | 0248-76-4218 | 55 | まことこ広場 | いわき市 | 0246-44-2551 |
| 30 | なかよし広場 | 天栄村 | 0248-82-3800 | 56 | 道の駅よつば港 キッズランド | いわき市 | 0246-32-6075 |
| 31 | わくわく子どもたまたまわ | 玉川村 | 0247-97-1511 | 57 | わんぱくひろば みゅうみゅう | いわき市 | 0246-92-3701 |
| 32 | 第二保育園子育て支援センター | 三春町 | 0247-62-2748 | | | | |

※屋内遊び場一覧はこちらから

http://www.cms.pref.fukushima.jp/download/1/asobiba_itizu.pdf

■相馬市

| 名称 | 所在地 | 電話 (0244) |
|-------------|--------------|-----------|
| 相馬市中央児童センター | 相馬市中村字川沼 315 | 35-2008 |

■南相馬市

| 名称 | 所在地 | 電話 (0244) |
|--------------------|------------------|-----------|
| 原町みなみ幼稚園 | 南相馬市原町区国見町 1-50 | 23-3650 |
| ふくしまインドアパーク (南相馬園) | 南相馬市原町区錦町 1-125 | 26-9984 |
| 南相馬元気モール「キッズ遊スポット」 | 南相馬市原町区大木戸字金場 77 | 26-9428 |

◆児童館・児童センター

児童館は、児童の健康を増進し、情操を豊かにするための児童福祉施設で、地域の子どもたちの自由な遊びの場や活動の拠点となっています。子どもたちは、備え付けの様々な遊具で遊ぶことができるほか、児童館で企画した季節の行事や遊びの集いに参加できます。

◎問い合わせ

- 相馬市保健福祉部社会福祉課児童家庭係
- 南相馬市教育委員会幼児教育課

☎0244-37-2204
☎0244-24-5242

■相馬市

| 名称 | 所在地 | 電話 (0244) |
|-----------|----------------|-----------|
| 中央児童センター | 相馬市中村字川沼 315 | 35-2008 |
| 川原町児童センター | 相馬市中村字川原町 65-1 | 35-6355 |

■南相馬市

| 名称 | 所在地 | 電話 (0244) |
|-----------|---------------------|-----------|
| 東町児童センター | 南相馬市原町区東町 2-82 | 22-3202 |
| 上町児童センター | 南相馬市原町区上町 2-33 | 24-0253 |
| 橋本町児童センター | 南相馬市原町区橋本町 1-83-4 | 24-0436 |
| 仲町児童センター | 南相馬市原町区仲町 2-165 | 22-1803 |
| 高平児童館 | 南相馬市原町区下北高平字古館 36-5 | 24-3557 |

相談する

子どもと生活する中で起きてくる不安や心配事は、誰かに話すだけでホッして解決の糸口が見つかります。パパステーションのお父さん支援員や子育て支援施設、児童館の職員などに、困った時はちょっと勇気を出して相談してみましょう。こどもの気になる行動や発達、子育てに関する困りごと、被災後の生活の困りごとなど、相談内容によって様々な相談窓口が用意されています。

◆子どものための相談

| 内容 | 問い合わせ |
|--|---|
| <p>■保健センター 乳幼児健診・予防接種・育児に関する相談の対応をおこなっています。</p> <p>※相馬市・南相馬市以外の、その他自治体の保健センターは福島県ホームページの下記よりご覧下さい。 http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=31014</p> | <p>■相馬市保健センター ☎0244-35-4477</p> <p>■南相馬市原町保健センター ☎0244-23-3680</p> <p>■南相馬市鹿島保健センター ☎0244-46-1451</p> <p>■南相馬市小高保健福祉センター ☎0244-44-6407</p> |
| <p>■児童相談所 児童の養育についてのあらゆる相談に応じています。必要に応じて調査や判定を行い、児童の健全な育成についての指導を行います。</p> | <p>■中央児童相談所 福島市森合町 10-9 ☎024-534-5101</p> <p>■県中児童相談所 郡山市麓山 1-1-1 福島県郡山合同庁舎内 ☎024-935-0611</p> <p>■県中児童相談所白河相談室 白河市字郭内 127 県南保健福祉事務所内 ☎0248-22-5648</p> <p>■会津児童相談所 会津若松市一箕町大字八幡字門田 1-3 ☎0242-23-1400</p> <p>■会津児童相談所南会津相談室 南会津町大字田島字天道沢甲 2542-2 南会津保健福祉事務所内 ☎0241-63-0309</p> <p>■浜児童相談所 いわき市自由が丘 38-15 ☎0246-28-3346</p> <p>■浜児童相談所南相馬相談室 南相馬市原町区錦町 1-30 相双保健福祉事務所内</p> |

内容

■ふくしまの赤ちゃん電話健康相談

小さなお子さんをお持ちの保護者の方の、健康や育児の不安・悩みに対応します。

◎相談時間 月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 9:30～16:30

※現在県外にお住まいの方、里帰りで県内においでの方も利用できます。

■適応指導教室

不登校傾向にある児童生徒及びその保護者への教育相談に応じます。

■民生委員・児童委員（主任児童委員）による相談

民生委員・児童委員（主任児童委員）は、もっとも身近なところで、住民の立場に立って、暮らしのこと、子どものことなど、広く福祉に関する相談に応じます。

■子どもと家庭メール相談

18歳未満のお子さんの子育てに関する不安や悩みをメールで相談できます。

子どもと家庭メール相談

<http://www.pref.fukushima.jp/kosodatesodan/index.html>

■子どもと家庭テレホン相談

子育てに関する不安や悩みについて専任の電話相談員が相談に応じます。

◎相談時間 9:00～20:00（年末年始及び祝日を除く）

■思春期相談ほっとライン（メール相談）

こころも体もどんどん変わっていく思春期の子育てについて電話とメールで相談に応じます。

県北保健福祉事務所 peer@pref.fukushima.lg.jp

県中保健福祉事務所 teens_kentyuu@pref.fukushima.lg.jp

県南保健福祉事務所 teens_kennan@pref.fukushima.lg.jp

会津保健福祉事務所 remon_izu@pref.fukushima.lg.jp

南会津保健福祉事務所 teens_minamiaidu@pref.fukushima.lg.jp

相双保健福祉事務所 teens_sousou@pref.fukushima.lg.jp

※返信に数日かかる場合があります。

問い合わせ

■ふくしまの赤ちゃん電話健康相談

福島 ☎024-573-0211、
080-2835-9988

会津 ☎0242-85-8303

いわき ☎080-2826-4604、
080-2827-3005

■相馬市教育研究実践センター

☎0244-36-2119

■各市町村の福祉担当課

■相馬市保健福祉部社会福祉課
児童家庭係

☎0244-37-2204

■中央児童相談所

☎024-534-5101

■中央児童相談所

☎024-536-4152 電話相談専用

■福島県

保健福祉部児童家庭課

☎024-521-7176

内容

■家庭児童相談員による相談

家庭児童相談員が子どもに関するさまざまな相談に応じています。相談員は「これからどのようにしていけばよいか」を一緒に考え、問題解決のための助言・指導を行います。

■ヤングテレフォン

少年や、少年の保護者からの家族、学校、友人関係など青少年の思春期の悩みや子どもの非行問題に関する相談に応じます。

◎相談時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

■福島大学総合教育研究センター臨床心理・教育相談室

学校での問題行動、家庭内暴力、非行、性の問題等について、教員、保護者からの相談に応じています。

◎相談時間 月・火・木・金曜日 10:00～12:30

※予約による相談も行います。

■いじめ電話相談「福島いじめSOS24」

いじめを受けている子どもや保護者からの相談を受けます。

◎相談時間 夜間、休日も含めて24時間体制

■いじめ110番

子どもの「いじめ」について、子ども、保護者、教師からの電話による相談に対応します。

◎相談時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

■ダイヤルSOS

教育、いじめ、不登校、学校生活不適應ほかについて電話と面談で相談することができます。

◎電話相談 月曜日～金曜日 10:00～17:00

◎来所相談 月・水・金曜日 13:15～14:45 15:00～16:30

※来所相談は事前の予約が必要です。

■教育相談

家庭や学校などで特別な支援を必要とする子どもや保護者などの相談に対応します。

◎相談時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00

※来所相談は事前の予約が必要です。

問い合わせ

■相馬市保健福祉部社会福祉課家庭児童相談室

☎0244-37-2173

■南相馬市健康福祉部男女共同子ども課子育て支援係

☎0244-24-5215

■福島県警察本部山下庁舎警察安全相談室

☎024-526-1189

■福島大学総合教育研究センター福島市金谷川1

☎024-548-5163

■福島県教育センター福島市瀬上町字五月田16

☎0120-916-024

■福島県警察本部山下庁舎警察安全相談室

☎0120-795-110

■福島県教育センター

☎0120-453-141

■福島県養護教育センター郡山市富田町字上ノ台4-1

☎024-952-6497

☎024-951-5598 電話相談専用

内容

■地域教育相談推進事業

乳幼児から学校在学中の障がいのある子どもやLD、ADHD等特別な支援を必要とする子どもの保護者や担当教員等の相談に応じています。

◎相談時間 月曜日～金曜日 10:00～17:00

問い合わせ

■県北教育事務所（県北地域在住者対象）

☎024-521-7724

■県中教育事務所（県中地域在住者対象）

☎024-935-1493

■県南教育事務所（県南地域在住者対象）

☎0248-23-1667

■会津教育事務所（会津地域在住者対象）

☎0242-29-5486

■南会津教育事務所（南会津地域在住者対象）

☎0241-62-5255

■相双教育事務所（相双地域在住者対象）

☎0244-26-1314

■いわき教育事務所（いわき地域在住者対象）

☎0246-24-6215

■いわき市総合教育センター教育相談係

☎0246-22-3705

■子どもの人権110番

子どもに関する人権問題について、法務局局員又は人権擁護委員が電話により対応します。子どもも、大人も利用できます。

◎相談時間 平日（祝日を除く） 8:30～17:15

■法務省子どもの人権110番

☎0120-007-110

■チャイルドライン

子ども自らが抱える様々な悩みを電話で相談できる窓口です。18歳までの子どもだけが利用できます。

◎相談時間 月曜日～土曜日 16:00～21:00

■チャイルドライン

☎0120-99-7777

◆東日本大震災に関する生活相談

| 内容 | 問い合わせ |
|---|--|
| <p>■震災行政相談「行政苦情 110 番」 「東日本大震災」の被災者の皆様に対する支援策として、電話による相談受付等を行います。</p> <p>◎相談時間 平日 8:30～17:15 ※夜間および土日祝日は、留守番電話で対応します。県外からの電話の場合は、最寄りの管区行政評価局・行政評価事務所につながります。PHS および一部の IP 電話等は、電話 024-534-110 におかけください。</p> | <p>■総務省行政評価局行政相談課 ☎0570-090110（全国共通）</p> |
| <p>■住宅全般に関する相談窓口 ◎相談時間 平日のみ 9:00～17:00</p> | <p>■福島県 ☎024-521-7698（相談窓口専用）</p> |
| <p>■生活資金に関する相談窓口 ◎相談時間 平日のみ 8:30～17:15</p> | <p>■福島県社会福祉協議会 福島市渡利字七社宮 111 番地 福島県総合社会福祉センター内 ☎024-523-1251 ☎024-523-1250（相談窓口専用）</p> |
| <p>■生活支援相談員による相談 県内 30 市町村社会福祉協議会に 170 人の「生活支援相談員」を配置しています。仮設住宅に住む被災された方々、避難されている方々の最も身近な見守り・相談者としてこれからも活動していきます。</p> | <p>■福島県社会福祉協議会 ☎024-523-1251</p> |
| <p>■行方不明者などに関する相談窓口 ◎相談時間 9:00～17:00</p> | <p>■行方不明者・警察安全相談 ☎0120-510-186</p> |

◆東日本大震災に被災した方の心の相談

内容

■ふくしま心のケアセンター「被災者相談ダイヤル」
福島県の住民のみなさんからのご相談はもとより、県外で暮らしておられる方やそのご家族からの電話による相談も受け付けています。

◎相談時間 平日 9:00～12:00 13:00～17:00

※土日、祝日、年末年始（1/29～1/3）は除く。

問い合わせ

■福島県精神保健福祉協会 ふくしま心のケアセンター
福島市御山町 8-30 県保健衛生合同庁舎 5階

☎024-535-8639

☎024-531-6522（相談窓口専用）

■県北方部センター
福島市御山町 8-30 県保健衛生合同庁舎 2階

☎024-533-4161

■県中方部センター
郡山市朝日 1-14-3 アライビル 2階

☎024-983-0274

■県南方部センター
白河市郭内 127 県南保健福祉事務所内

☎0248-27-3625

■会津方部センター
会津若松市西栄町 1-82 3階

☎0242-28-6252

■いわき方部センター
いわき市平童子町 4-13 ザ・ステージ 1階

☎0246-38-7461

■相馬方部センター
相馬市沖ノ内 1-2-8 1階

☎0244-26-9753

■特定非常利活動法人 相馬フォロアーチーム
相馬市中村 2丁目 2-15

☎0244-35-6200

■こころの健康相談統一ダイヤル

心の問題について、本人はもちろん、家族など周囲の人も気軽に相談できる公的な窓口です。

◎相談時間 月～金曜日 9:00～17:00

※休日、祝日は除く。

■福島県精神保健福祉センター

☎0570-064-556

内容

■東日本大震災心の相談電話

被災者の方々の被災に伴う精神的な悩み・問題、支援活動に関係する方々の精神的なサポート、原発損壊に伴う各種不安に対するサポートなどの相談を、臨床心理士、保健師・精神保健福祉士、精神科医師等が対応します。

◎相談時間 月・火・木・金曜日 19:00～21:00

■いのちの電話「震災ダイヤル」

震災による不安や悩みに関する相談。

◎相談時間 毎日 13:00～20:00（毎月10日を除く）

■福島いのちの電話

心の悩みについて、研修を受講し、認定を受けたボランティアが電話により対応します。

◎相談時間 毎日 10:00～22:00 年中無休

■死別・離別の悲しみ相談ダイヤル

大切な方との「死別・離別による悲しみ」に、少しでも寄り添うことができたなら、阪神大震災の時にも電話相談を実施した経験を持つスタッフ他、遺族支援に取り組む民間ボランティアが開設した電話相談（通話無料・秘密厳守）です。

◎相談時間 毎週日曜日 10:00～20:00

毎月11日 10:00～24:00

問い合わせ

■一般社団法人日本臨床心理士会

☎03-3817-6801

■一般社団法人 日本いのちの電話連盟

☎0120-556-189

■福島いのちの電話

☎024-536-4343

■死別・離別の悲しみ相談ダイヤル

☎0120-556-338

◆原発事故による被害に関する相談

| 内容 | 問い合わせ |
|--|--|
| <p>■震災・原発無料法律相談 弁護士が直接電話に出て、相談に応じます。 ◎相談時間 平日 14:00～16:00</p> | <p>■福島県弁護士会 福島 ☎024-534-1211 郡山 ☎024-925-6511 会津若松 ☎0242-27-2522 いわき ☎0246-25-0455</p> |
| <p>■東日本大震災 無料法律相談会（窓口・電話） 震災により、法律問題でお悩みの方を対象に無料法律相談を行います。 ◎相談時間 平日 13:00～17:00</p> | <p>■相馬市生活環境課 ☎0244-37-2144</p> |
| <p>■原子力発電所事故被害者支援センター 原発事故の被害者救済を支援するため、以下の業務を行う弁護士を紹介します。 ・原子力損害賠償に関する相談（3回まで無料） ・東京電力に対する仮払請求の代理 ・東京電力に対する損害賠償請求の代理 ・紛争解決センターへの和解仲介の申立の代理 ◎相談時間 平日 10:00～15:00</p> | <p>■福島県弁護士会 福島市山下町 4-24 ☎024-533-7770</p> |
| <p>■被災者相談センター 行政手続の専門家である行政書士が、損害賠償請求書の作成などの支援と相談を行います。 ◎相談時間 土日、祝日も開設 10:00～17:00 ※毎週月曜日及び年末年始は休業</p> | <p>■日本行政書士連合会被災者相談センター 郡山市駅前 2-10-13 サンコービル 1階 ☎0800-800-3200</p> |
| <p>■原子力損害賠償支援機構（東京） 行政書士による賠償請求に関する電話での無料の情報提供、弁護士による対面での無料の個別相談を実施しています（事前予約制）。 ◎相談時間 月・水曜日 10:00～17:00</p> | <p>■原子力損害賠償支援機構 東京本部 ☎0120-013-814</p> |
| <p>■原子力損害賠償支援機構（福島） 弁護士による賠償請求に関する対面での無料の個別相談を行います（事前予約制、車でご来訪の方には無料駐車券をご用意）。 ◎相談時間 土日、祝日も開設 9:00～17:00 ※年末年始は休業</p> | <p>■原子力損害賠償支援機構（福島） 郡山市駅前 1-5-6 明治安田生命郡山ビル 1階 ☎0120-330-540（予約受付専用）</p> |
| <p>■東京電力 福島原子力補償相談室（コールセンター） 原子力損害補償全般についての問い合わせに対応します。 ◎相談時間 毎日 9:00～21:00</p> | <p>■東京電力福島原子力補償相談室 ☎0120-926-404</p> |

内容

■東京電力 福島原子力補償相談室 土地・建物・家財の賠償に関するご相談専用ダイヤル

土地・建物・家財の賠償に関する相談に応じます。

◎相談時間 毎日 9:00～21:00

■東京電力 自主避難等ご相談専用ダイヤル

自主避難等に関する問い合わせに対応します。

◎相談時間 毎日 9:00～21:00

■原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口

円滑な原子力損害賠償を支援するために相談を受け付けています。

◎相談時間 平日 8:30～17:15

◎弁護士による電話での法律相談 毎週水曜日 13:00～17:00

■巡回法律相談

県内各地に弁護士が出向き、無料の個別相談（事前予約制）を実施しています。日程・会場の詳細は県のHP（原子力賠償支援課のページ）をご覧ください。

◎相談時間 1人 30分程度

■原子力損害賠償紛争解決センター

原子力事業者に対する損害賠償請求について、和解の仲介により円滑、迅速かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関です。

◎相談時間 平日 10:00～17:00

問い合わせ

■東京電力福島原子力補償相談室

☎0120-926-596

■自主避難等ご相談専用ダイヤル

☎0120-993-724

■福島県原子力賠償支援課

☎024-523-1501

■福島県原子力賠償支援課

☎024-523-1501

■原子力損害賠償紛争解決センター

☎0120-377-155

◆放射線に関する相談

| 内容 | 問い合わせ |
|--|--|
| <p>■放射能に関する問い合わせ窓口（福島県民向け電話相談窓口） ◎相談時間 平日 8:30～20:00、土日祝 8:30～18:00</p> | <p>■放射能に関する問い合わせ窓口 ☎0120-988-359</p> |
| <p>■放射線被ばくの健康相談窓口 健康相談カウンセラーと放射線の専門家が協力し、放射線被ばくの健康影響に関する相談（行政に関する意見や相談は除く）に細やかに対応しています。 ◎相談時間 月・水・金曜日（祝日を除く） 13:00～16:00</p> | <p>■放射線医学総合研究所 ☎043-290-4003</p> |
| <p>■健康相談ホットライン 放射線及び放射線影響に知見を有する相談員による相談を行っています。 ◎相談時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00</p> | <p>■（独）日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター ☎0120-755-199</p> |
| <p>■県民健康管理調査の窓口 原子力災害による放射線の影響を踏まえ、将来にわたる県民の健康を見守るために、2011年7月から「県民健康管理調査」を実施しています。 ◎相談時間 土日祝日を除く 9:00～17:00</p> | <p>■福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター ☎024-549-5130</p> |
| <p>■原子力規制庁政策評価・広報広聴課コールセンター 原子力災害全般に関する問い合わせに答えます。 ◎相談時間 月・金曜日 8:30-20:00、 土曜日（祝日を除く） 8:30-18:00</p> | <p>■原子力規制庁政策評価・広報広聴課コールセンター ☎03-5114-2190</p> |
| <p>■原子力安全広報課コールセンター 原子力災害全般に関する問い合わせに答えます。 ◎相談時間 平日 8:30～20:00、土曜日 9:00～18:00</p> | <p>■原子力安全広報課コールセンター ☎03-3501-1505</p> |
| <p>■除染に関する問い合わせ窓口 ◎相談時間 8:30～17:15（土日祝日を除く）</p> | <p>■福島環境再生事務所 ☎024-523-5391</p> |
| <p>■除染情報プラザ 除染情報プラザは専門家の派遣、除染情報の発信や除染の助言を行う拠点です。 ◎相談時間 10:00～17:00（月曜は定休日、祝日の場合は翌日）</p> | <p>■除染情報プラザ 福島市栄町 1-31 1階 ☎024-529-5668</p> |

◆父子家庭のための相談

内容

■母子相談員による相談

くらしむきのこと、子育てのこと、仕事のことなど生活上のいろいろな問題について、母子家庭、父子家庭、寡婦のみなさんからの相談に応じています。相談は無料です。）

父子家庭も利用できます。

問い合わせ

■県北保健福祉事務所

福島市御山町 8-30

☎024-534-4118

■県中保健福祉事務所

須賀川市旭町 153-1

☎0248-75-7809

■県南保健福祉事務所

白河市字郭内 127

☎0248-22-5647

■会津保健福祉事務所

会津若松市追手町 7-40

☎0242-29-5278

■南会津保健福祉事務所

南会津町田島字天道沢甲 2542-2

☎0241-63-0305

■相双保健福祉事務所

南相馬市原町区錦町 1-30

☎0244-26-1134

■郡山市 こども総合支援センター

郡山市桑野 1-2-3

☎024-924-2411

■いわき市 平地区保健福祉センター

いわき市平字梅本 21

☎0246-22-7457

■いわき市 小名浜地区保健福祉センター

いわき市小名浜花畑町 15-1

☎0246-54-2111

■男女共生センター相談室

男女が日常の中で直面する、様々な悩みや問題解決のために、法律相談・健康相談に対応しています。相談は無料。

◎相談時間 火・木～日 9:00～16:00(12:00～13:00を除く)

水曜日 13:00～20:00(17:00～18:00を除く)

※面接は予約が必要です。

■福島県男女共生センター

二本松市郭内一丁目 196-1

☎0243-23-8320

◆就労に関する相談

内容

■ふるさと福島就職情報センター

福島県内の企業に就職を希望している方に対して、就職に関するあらゆる相談に専門の相談員が親身に対応します。

◎相談時間 福島窓口 月曜日～土曜日 10:00～19:00
東京窓口 月曜日～土曜日 10:00～18:00

問い合わせ

■福島県商工労働部雇用労政課

☎024-521-7290

■ジョブカフェふくしま(福島窓口)
福島市三河南町1-20 コラッセふくしま内

☎024-525-0047

■Fターンセンター東京(東京窓口)
東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館6階 ふるさと暮らし情報センター内

☎03-3214-9009

■ふくしま就職応援センター

専門の相談員による就職相談・職業紹介や生活・就労相談を行い就職等を支援します。

◎相談時間 月曜日～土曜日 10:00～19:00

※休館日は、日曜日・祝日、12月29日～1月3日までの年末年始です。

■福島県商工労働部雇用労政課

☎024-521-7290

■郡山窓口
郡山市駅前1-14-21 郡山花椿ビル8階

☎024-925-0811

■白河窓口
白河市郭内1 NTT白河ビル1階

☎0248-27-0041

■会津若松窓口
会津若松市南千石町6-5 会津若松商工会議所会館2階

☎0242-27-8258

■南相馬窓口
南相馬市原町区南町1丁目1 松本ビル2階

☎0244-23-1239

■いわき窓口
いわき市平字梅本15 県いわき合同庁舎西分庁舎1階

☎0246-25-7131

■求職者サービス

県内14か所のハローワークで、職業相談やカウンセリング、求人公開カードや自己検索パソコンによる職業紹介を行っています。

■ハローワーク福島

☎024-534-4121

■ハローワーク平

☎0246-23-1421

■ハローワーク磐城

☎0246-54-6666

■ハローワーク勿来

☎0246-63-3171

内容

問い合わせ

- ハローワーク会津若松
☎0242-26-3333
- ハローワーク喜多方
☎0241-22-4111
- ハローワーク南会津
☎0241-62-1101
- ハローワーク郡山
☎024-942-8609
- ハローワーク白河
☎0248-24-1256
- ハローワーク須賀川
☎0248-76-8609
- ハローワーク相双
☎0244-24-3531
- ハローワーク相馬
☎0244-36-0211
- ハローワーク富岡
☎0240-22-3121
- ハローワーク二本松
☎0243-23-0343

■労働相談

面談のほか、電話、FAX、電子メールでも労働相談を受け付けています。

労働相談専用アドレス

roudousoudan@pref.fukushima.lg.jp

■福島県労働委員会

福島市中町 8-2 福島県自治会館 4階

☎024-521-7594

■福島県中小企業労働相談所

県では、県庁雇用労政課に福島県中小企業労働相談所を設け、フリーダイヤルで、解雇や労働時間、転勤などの労働条件に関することや勤労者福祉に関すること、雇用に関すること、あるいは、職場での人間関係の悩み事など労働問題に関する労使からのご相談を受けれています。

◎相談時間 月～金曜日 9:00～16:00

■福島県中小企業労働相談所

☎0120-610-145

お父さんと家族のためのサポートファイル 福島県

発行日：2013年6月 初版

編集： NPO 法人新座子育てネットワーク

〒352-0017 埼玉県新座市菅沢 1-4-5 2F TEL/048-482-5732

発行： 公益財団法人日本ユニセフ協会

〒108-8607 東京都港区高輪 4-6-12 ユニセフハウス TEL/03-5789-2295

協力：福島県 相馬市 南相馬市
